

澁川市成年後見制度利用促進基本計画  
概要版

令和2年2月

澁川市

## 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成28年5月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。それに伴い、市町村は、国基本計画を勘案して、おおむね5年間の間に、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

これらのことから、本市では、令和元年10月に「渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例」（以下「条例」という。）を施行し、市の責務として成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に推進していくために、「渋川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

## 計画の根拠

本計画は、法第14条（市町村の講ずる措置）及び条例第7条（計画の策定）に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

策定に当たっては、渋川市総合計画を上位計画として、体系上の関連計画である渋川市地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、渋川市高齢者福祉計画、渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画との整合を図るものとします。

## 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

## 計画策定のための取組体制

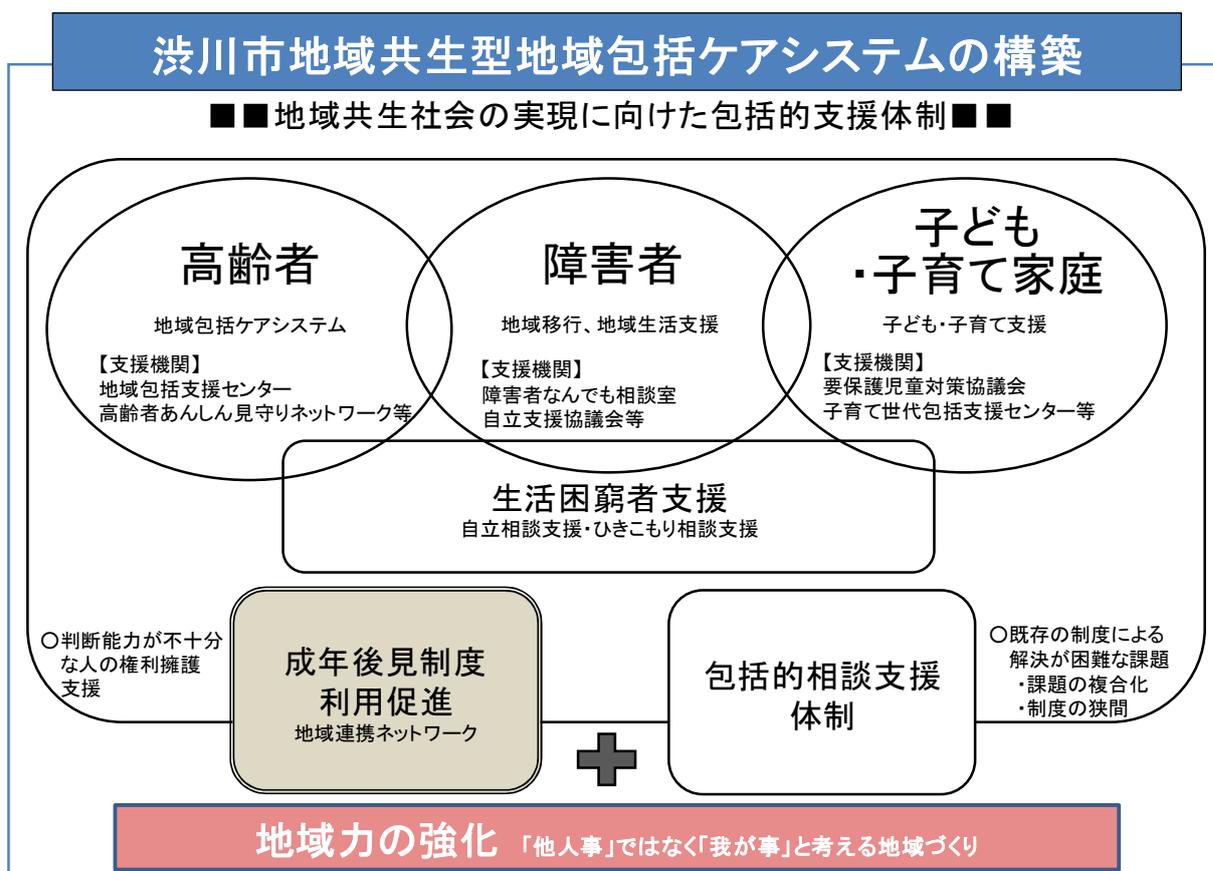
本計画は、医療関係者、福祉関係者、司法関係者、市民等から構成する渋川市成年後見制度利用促進審議会及び庁内組織として渋川市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置し、計画の策定に当たりました。

また、市民意識調査や市民意見公募の実施を通して、広く市民、地域の意見の反映に努めました。

## 基本的な考え方

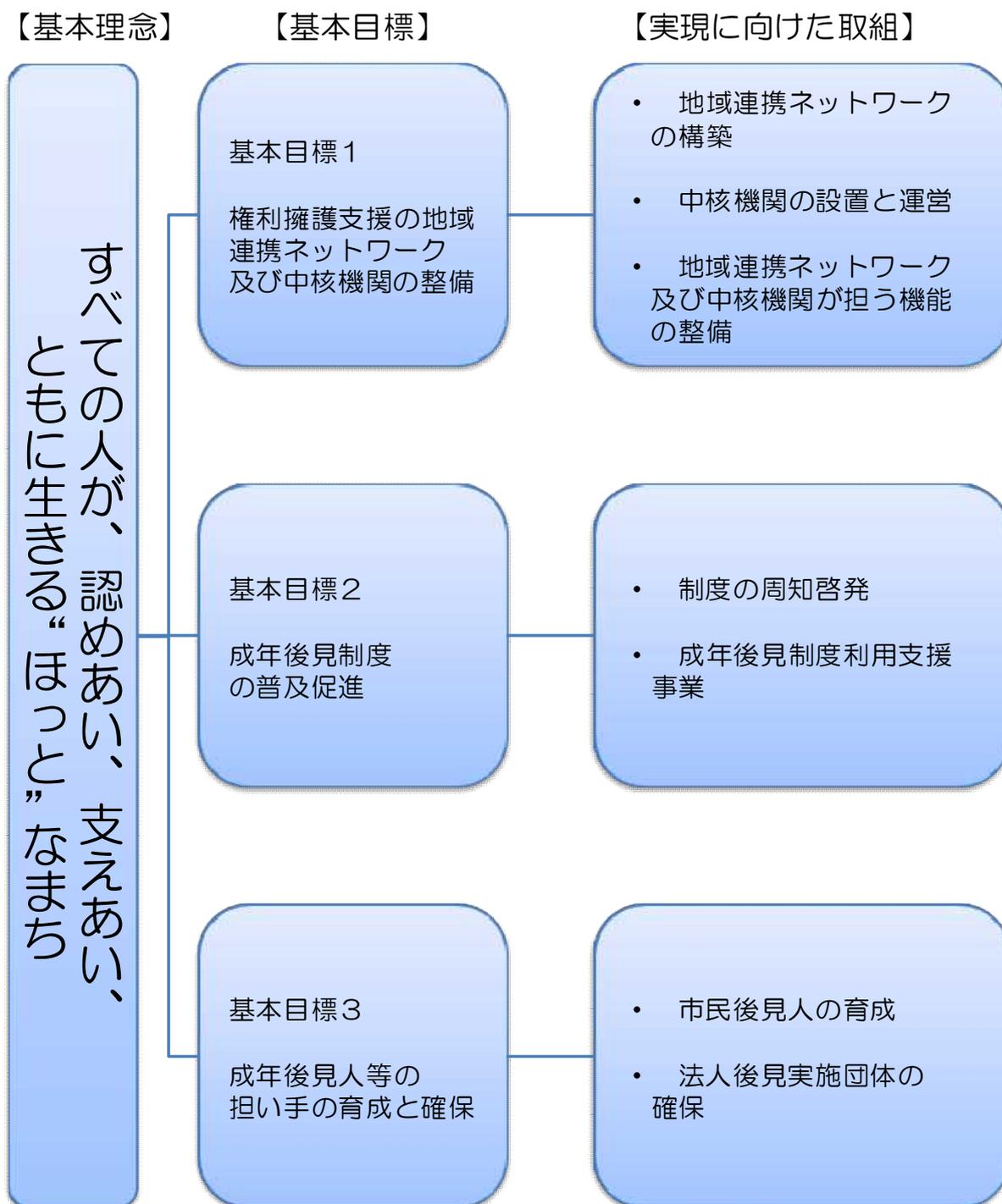
認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があること等により判断能力が不十分な人の権利を守り、これからも安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携を強化し、渋川市地域共生型地域包括ケアシステムの一環として、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護を支援していきます。

### ■ 渋川市地域共生型地域包括ケアシステムのイメージ図



## 計画の基本理念・基本目標

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関を中心に、計画の基本理念、基本目標、実現に向けた取組を次のとおり定めます。



## 実現に向けた取組

### 基本目標 1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク 及び中核機関の整備

地域連携ネットワーク及び中核機関の整備により権利擁護に関する支援の必要な人の発見・支援に努め、成年後見制度の広報、相談、後見人支援等を行い、成年後見制度の利用促進、不正防止を図ります。

#### 1 地域連携ネットワークの構築

高齢者や障害者等が、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた連携の仕組みを構築します。

##### (1) 本人を後見人とともに支えるチーム

権利擁護支援が必要な高齢者や障害者等を支援するために地域の関係者により必要に応じて開催されているケース会議のメンバーをチームと位置づけます。

##### (2) チームを支援する協議会

チームに対して、渋川市高齢者等あんしん見守りネットワーク及び渋川地域自立支援協議会が、それぞれ必要な支援を行います。

また、それらを一体として協議会と位置づけます。

#### 2 中核機関の設置と運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくために、渋川市成年後見サポートセンターを中核機関とします。中核機関は、専門職による専門的助言等支援の確保や、協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

#### 3 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備

既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職

団体等の既存資源を十分活用しながら、本市の特性に応じて柔軟に実施、整備を進めていきます。

また、地域連携ネットワークの普及による不正防止効果を図ります。

(1) 広報機能

成年後見制度の啓発活動や、制度利用の有効性等の周知啓発に取り組みます。

(2) 相談機能

渋川市成年後見サポートセンターにおいて、制度の利用に関する相談支援、利用者が必要な手続の説明や申立手続支援、相談者を支援する体制づくりに取り組みます。

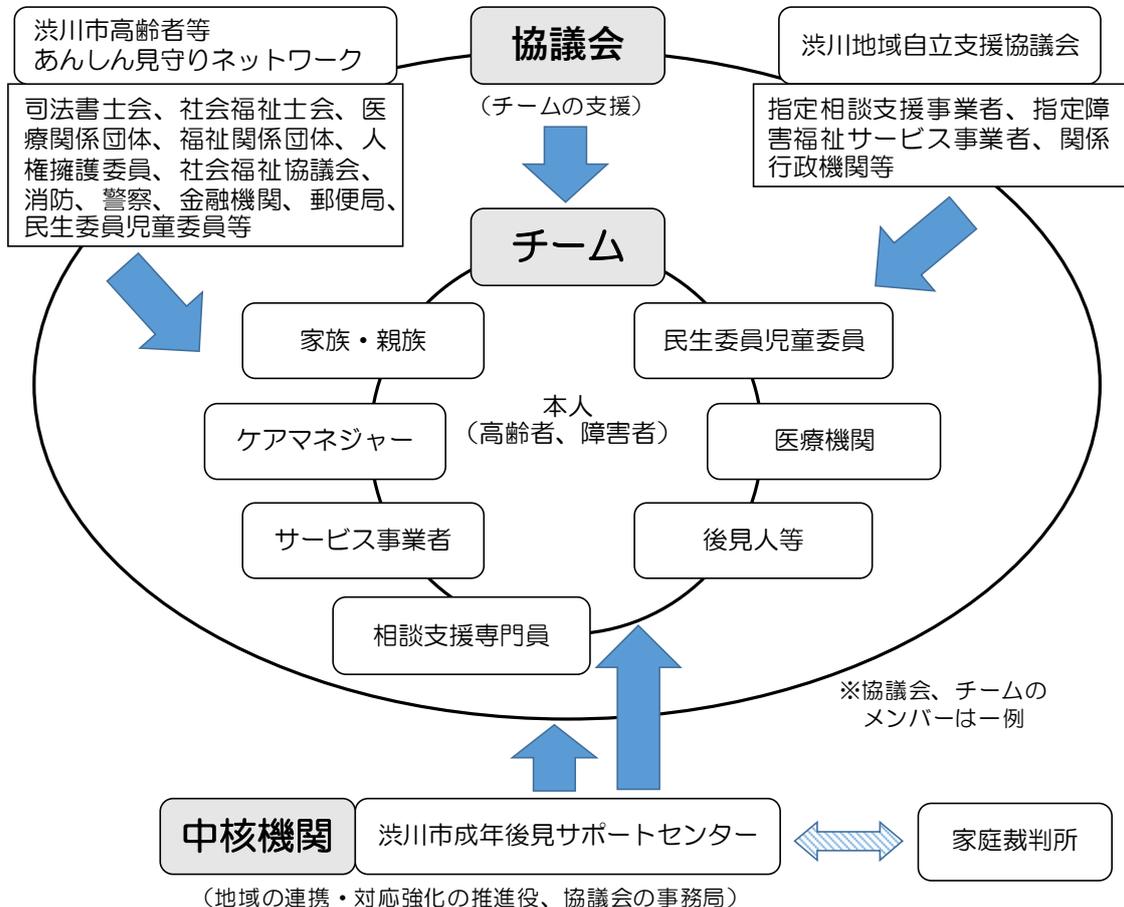
(3) 成年後見制度利用促進機能

受任者調整等の支援、担い手の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度への円滑な移行に取り組みます。

(4) 後見人支援機能

市民後見人、親族後見人への相談支援に応じる体制整備を図ります。

■本市における地域連携ネットワークのイメージ図



## 基本目標 2 成年後見制度の普及促進

広報紙等による情報発信や講習会、研修会の開催を通じて、広報・普及啓発活動を行います。

また、成年後見制度利用支援事業による支援を継続して行い、成年後見制度の普及促進に努めます。

## 基本目標 3 成年後見人等の担い手の育成と確保

中核機関と地域連携ネットワークが連携し、市民後見人の育成・支援と法人後見実施団体の確保に努めます。

## 計画の評価及び進行管理

本計画の評価及び進行管理は、渋川市成年後見制度利用促進審議会において行います。評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

# 渋川市成年後見制度利用促進基本計画

## 概要版

発 行：渋川市

編 集：渋川市福祉部高齢者安心課

所在地：〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

T E L：0279-22-2111 F A X：0279-24-6541